

紀伊水道西沿岸
海岸保全基本計画

令和2年9月

徳島県

目 次

序論 海岸保全基本計画策定にあたって

1. 紀伊水道西沿岸の概要	-----	序- 1
2. 紀伊水道西沿岸の区域	-----	序- 2
3. 紀伊水道西沿岸における海岸保全基本計画の策定手法	-----	序- 3
3-1. 紀伊水道西沿岸における計画策定方針	-----	序- 3
3-2. 紀伊水道西沿岸における計画策定フロー	-----	序- 4
4. 紀伊水道西沿岸域の海岸保全に関する基本理念	-----	序- 5

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項	-----	1
1-1. 海岸の現況	-----	1
1-2. 海岸事業の経緯	-----	12
1-3. 現況課題	-----	13
2. 海岸の防護に関する事項	-----	14
3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項	-----	19
4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	-----	19
5. ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針	-----	20

第2章 海岸保全施設整備に関する基本的な事項

1. 海岸保全施設を整備しようとする区域（整備対象海岸）	-----	23
1-1. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の考え方	-----	23
1-2. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の評価	-----	31
2. 海岸保全施設の整備の方向性と計画概要	-----	35
3. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項	-----	35

序論 海岸保全基本計画策定にあたって

1. 紀伊水道西沿岸の概要

紀伊水道西沿岸は、徳島県鳴門市の孫崎から阿南市の蒲生田岬に連なる紀伊水道に面した沿岸で、吉野川や那賀川の河口には平野が広がり、大規模な市街地が形成されている。

沿岸一帯は、大小さまざまな島や岩礁などが存在する沈降海岸であり、橋湾付近は沈降型の多島海、小松島市和田島は砂嘴（さし）地形を示している。

沿岸北部の大毛島一帯は瀬戸内海国立公園に、南部の阿南市沿岸部は室戸阿南海岸国定公園に指定されている他、伊島の暖地性植物群落などの特定植物群落やアカウミガメの産卵場所（阿南市の蒲生田岬）が存在するなど、豊かな自然を有している。また、吉野川、那賀川の河口付近には干潟が残り、貴重な動植物の生息地となっている。

吉野川より北部と沿岸南部の阿南市周辺には、海水浴場や海辺のキャンプ場が多く、小松海岸、見能林海岸、月見ヶ丘海岸などはサーフポイントとなっている。

一方、那賀川から北部の和田島にかけては、侵食が著しい地域であり、侵食対策及び養浜等による砂浜の再生が必要な地域である。

当沿岸は太平洋からの外洋性をおびており、台風などによる高波の影響を強く受けるため災害も多く、さらに、南海トラフを震源とする地震による津波被害が懸念されている。

昭和南海地震からすでに 70 年近くが経過し、平成 26 年 1 月には地震調査研究推進本部から南海トラフを震源とするマグニチュード 8~9 クラスの地震発生確率が「今後 30 年以内で 70%程度」と公表されるなど、その切迫度は徐々に高まっている。

このように、紀伊水道西沿岸は、豊かな自然環境と貴重な砂浜の保全及び高潮や波浪、地震・津波に対する警戒が必要な地域である。



鳴門海岸



大神子海岸



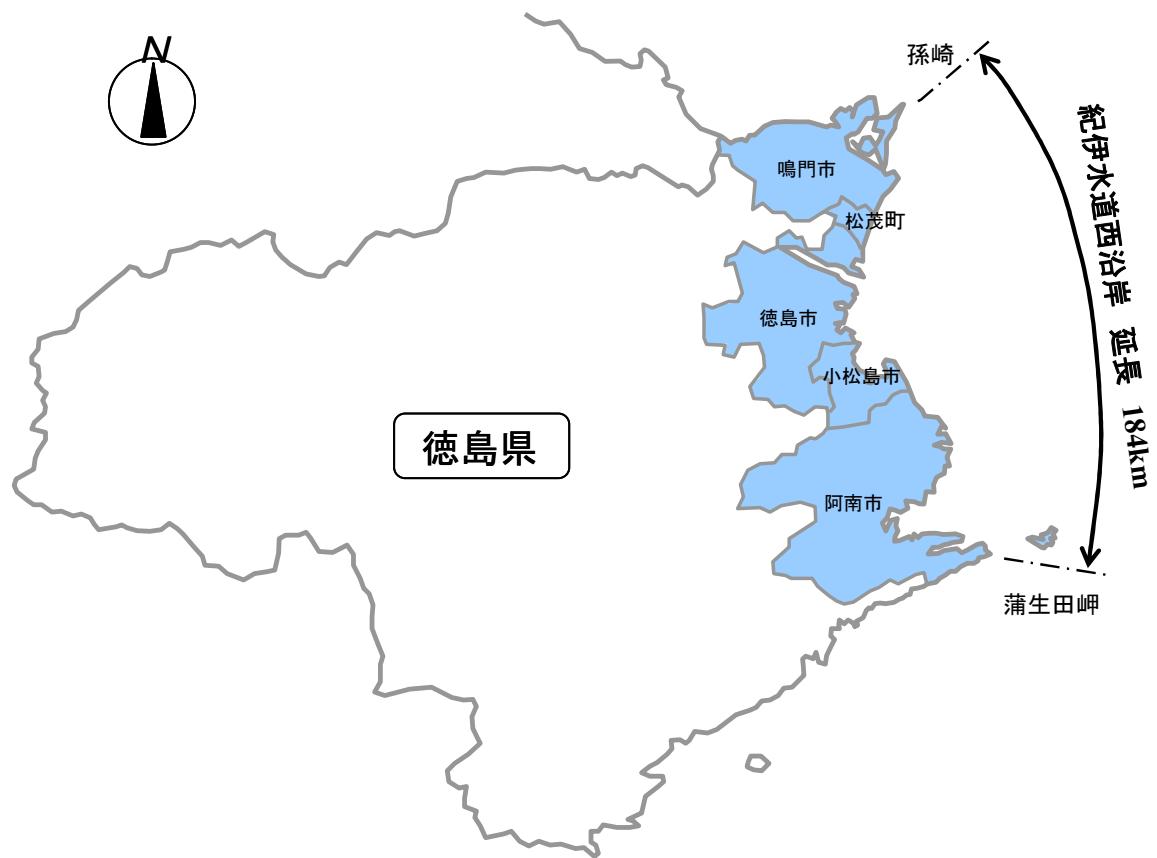
北ノ脇海水浴場



蒲生田岬

2. 紀伊水道西沿岸の区域

紀伊水道西沿岸の区域は下記のとおりで、徳島県下における鳴門市、徳島市、小松島市、阿南市、松茂町の4市1町である。



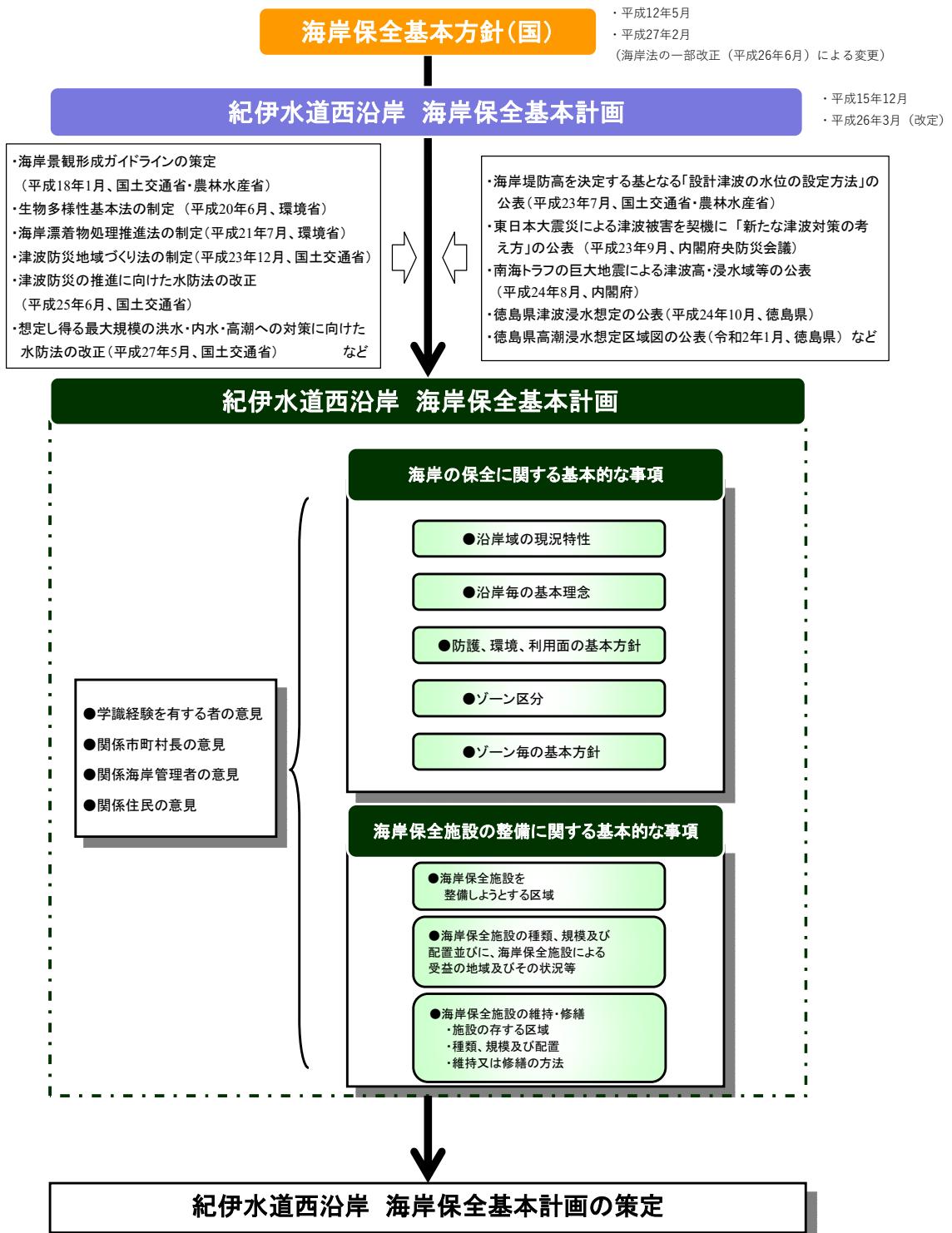
3. 紀伊水道西沿岸における海岸保全基本計画の策定手法

3-1. 紀伊水道西沿岸における計画策定方針

＜徳島県における計画策定方針＞

- 「本基本計画」では、海岸法に従い、計画の対象範囲を以下のように定めるが、近い将来に海岸保全区域に指定される予定の海岸については対象範囲に含むこととした。また、自然的・社会条件等の変化により、今後さらに対象範囲が拡大する可能性もある。
 - 海岸保全施設整備の整備に関する事項：「海岸保全区域」を対象
 - その他、海岸の管理に関する事項：「海岸保全区域」及び「一般公共海岸区域」を対象
- 「本基本計画」の内容は、改正海岸法に定められている「定めるべき基本的な事項」に加え、沿岸・地域（ゾーン）・各海岸（海岸保全区域及び保全すべき区域の全ての海岸）毎に、目指すべき方向性・海岸保全への取組み方針についても定めるものとする。
- 「本基本計画」は、住民・各種団体・行政が一体となって「美しく、安全で、いきいきした海岸」づくりを進めていくための指針となるもので、計画策定後、各沿岸・各地域・各海岸毎に地元住民・関係市町・県等が協力し、目指すべき方向に向け、取組みを推進していくものである。
- 海岸事業※を導入していく必要のある海岸を「整備対象海岸」として抽出する。
したがって、優れた自然環境を有し、かつ、背後地の重要度が極めて低いことから手を加えない海岸や維持補修等で対応できる海岸については「整備対象海岸」の対象外とする。
※海岸事業：高潮対策事業、侵食対策事業、海岸耐震対策緊急事業、海岸堤防等老朽化対策緊急事業、津波・高潮危機管理対策緊急事業、海岸環境整備事業、海域浄化整備事業 等
- 抽出した「整備対象海岸」毎に整備計画を策定するが、今後の事業着手に伴う詳細検討（調査・計画・設計）における整備の方向性を示すものとする。
具体的な施設規模、構造及び工法等については、詳細設計段階にて検討し、地元説明会等を経て決定していくこととする。
- 「本基本計画」の対象期間は、今後 20 年から 30 年間とする。
なお、自然的・社会的状況の変化などにより必要に応じて見直しを行うものとする。

3-2. 紀伊水道西沿岸における計画策定フロー



4. 紀伊水道西沿岸の海岸保全に関する基本理念

紀伊水道西沿岸における海岸の現状や課題を踏まえ、「鳴門から阿南へ 暮らしを守り 自然と人が息づく 阿波の海岸づくり」を「紀伊水道西沿岸の海岸保全に関する基本理念」とし、この理念の基に海岸保全を実施する。

鳴門から阿南へ 暮らしを守り 自然と人が息づく 阿波の海岸づくり

【 安全で安心して暮らせるための海岸形成 と南海トラフ地震に備えた防災対策の推進 】

海岸保全施設の整備水準の向上や安全性の高い施設整備を行い日常の暮らしを守るとともに、高潮や波浪、津波に対する警戒を強化し、安全で安心できる海岸づくりを進める。

平成27年水防法の改正や近年、計画規模を超える高潮による浸水被害が多発しており、高潮浸水想定区域の指定・公表等により、浸水被害の危険を周知することで住民の命を守る。

侵食を受けている海岸では、適切な土砂管理を検討・実施していくとともに、貴重な砂浜の保護・保全、及び養浜等による砂浜の再生を図り、面的防護を強化する。

また、南海トラフ地震による津波に対しては、「事前防災・減災」の考え方に基づき防護施設の整備を行う。

さらに、持続的に安全を確保するため、予防保全の考え方に基づく適切な維持管理を徹底する。

【 自然が息づく海岸環境の保全と暮らしとの共生 】

瀬戸内海国立公園や室戸阿南海岸国定公園などの良好な自然環境、アカウミガメの産卵地や市街地周辺に残っている貴重な干潟といった紀伊水道の海岸環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避し、自然が息づく海岸を保全する。

また同時に、こうした豊かな海岸環境と人々の暮らしや活動との共生を図り、自然と人が息づく海岸づくりを進める。

【 多様なニーズに対応しつつ自然にやさしい海岸利用の促進 】

子供から高齢者まで誰もが安心して憩えることを基本に、カヌーやサーフィンなどの海洋性レジャー、海水浴、自然を活かした体験活動及び地びき網によるイベントなど、様々なニーズに対応した海岸づくりに努める。

さらに、海岸利用のルールづくり、マナー啓発及び海岸清掃活動の強化を図り、自然にやさしい海岸利用を促進する。

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

1-1. 海岸の現況

(1) 自然特性の概要

- 気象・海象：
 - 年平均気温・年間降水量は、それぞれ約16℃、約1,500～2,500mmで南部にいくほど降水量は多くなっている。沿岸海域における夏期と冬期の水温差は、約15℃である。
 - 海象はやや外洋性をおびているが、夏期の季節風及び台風の影響以外に大きな波を受けることは少ない。南部は太平洋からのうねりが襲来し、うねりと風波が混在する特性を持つ。黒潮の影響はあまり受けない。
- 地形・地質：
 - 吉野川、那賀川のデルタ地帯として形成された、沖積層からなる徳島平野が大きく開けている。
 - 沿岸一帯は、大小さまざまな島や岩礁などが存在する沈降海岸であり、橘湾付近は沈降型の多島海、小松島市和田島は砂嘴（さし）地形を示している。
 - 海底地形は、徳島平野の裾が遠く海面下までおよび、泥質の底質を形成し、天然礁の分布は少ない。
- 生物相・水質：
 - 沿岸部に住宅地や水田が広がっているため、森林植生はあまりみられない。阿南市橘湾沿岸部にクロマツ植林が分布している。
 - 沿岸部における特定植物群落では、伊島の暖地性植物群落、飛島のイブキ群落、「籠の塩生」植物群落、弁天島熱帶性植物群落、海正八幡の暖地性植物群落及び金磯のアコウ自生地がある。
 - 沿岸部における自然保護上貴重な動物種としては、吉野川河口域、勝浦川河口域及び那賀川河口域などにおいてシオマネキやハクセンシオマネキの生息が確認されている。また、阿南市の蒲生田岬においてアカウミガメの産卵が確認されている。
 - 吉野川河口一帯では、多くの甲殻類、昆虫類及び貝類が確認されている。吉野川河口に分布しているハマグリは水産庁による希少種として取り扱われている。
 - 沿岸域に多種類の藻場が分布しているが、埋立てや「磯焼け」※により消滅・減少している。また、吉野川、那賀川の河口付近には干潟が残り、貴重な動植物の生息地となっている。
 - C O Dは、工場・事業所等が多い沿岸部周辺でやや測定値が高くなっているが、環境基準は達成している。また、海水浴場としての透明度も良好である。

※「磯焼け」とは、浅海の岩礁・転石域において、海藻の群落（藻場）が季節的に消長や多少の経年変化の範囲を越えて著しく衰退または消失して貧植生状態となる現象（水産庁）

- 自然公園・保護区:
 - 沿岸北部の大毛島一帯は瀬戸内海国立公園に、南部の阿南市沿岸部は室戸阿南海岸国定公園に指定されて、沿岸部の多くは第2種特別地域に指定されている。
 - 鳥獣保護区は徳島市や阿南市の一部に、また、鳥獣保護区特別保護地区が阿南市伊島の一部に指定されている。その他はほとんど特定猟具使用禁止区域（銃器）となっている。
 - 保安林は、阿南市にある程度のまとまった指定があるが、平野が開けていることもあり全体的には少ない。

- 海岸景観・文化財:
 - 本県の海岸は、北部が瀬戸内海国立公園、南部が室戸阿南国定公園に指定され、総延長約400キロメートルで、大部分は太平洋に面している。
 - 海岸の景観は、蒲生田岬を境として、北部は砂浜海岸で、南部は直接海に迫る海岸が多く、著しい対照をなしている。
 - 鳴門海峡は、世界の三大潮流のひとつに数えられ、大潮のころには、潮の流れが時速20km/h以上にもなり、直径30mに達する渦潮が見られ、県下を代表する景観となっている。
 - 阿南市の橘湾一帯は、日本三景の「松島」にも比される多島海による美しい景観を形成している。北ノ脇など松林を背景とした風光明媚な砂浜海岸ある。
 - 文化財としては、鳴門市の名勝地（鳴門）の他、弁天島熱帯性植物群落や阿南市蒲生田のアカウミガメの産卵地が天然記念物に指定されている。

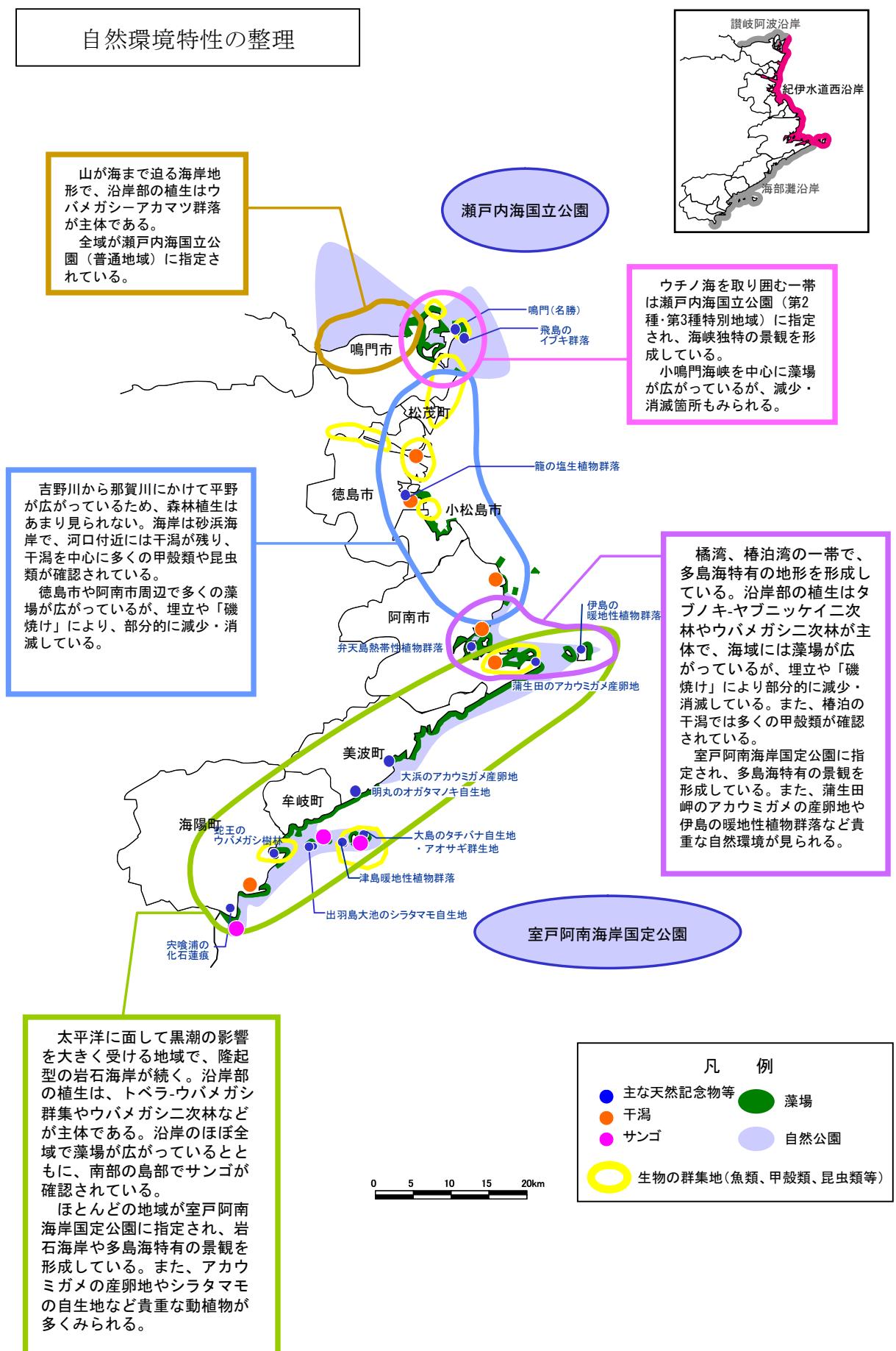


沿岸を代表する景観である
鳴門海峡のうず潮



アカウミガメの産卵地
となっている蒲生田海岸

自然環境特性の整理



(2) 社会特性の概要

- 土地利用 及び人口分布 :
 - 吉野川や那賀川によって形成された平野が広がり、県下で最も人口が集中している地域である。
 - 徳島市の人口は 26 万人を超える、県下で最も人口の集中した市街地を有する。また、鳴門市から阿南市にかけての海岸線の都市には約 45 万人が住み、県内人口の約 6 割に及ぶ。
 - 徳島市の市街地周辺や南部にかけて農地の利用が多い。また、小松島市及び阿南市は海岸沿いに工場などが立地している。
- 交 通 :
 - 道路網は、徳島市を中心に充実している。また、四国横断自動車道（鳴門ジャンクションー阿南）が事業中となっており、当該路線が整備されると徳島県南部への交通アクセスも容易になる。
 - 鉄道は、主要都市を連絡しており、鉄道利便性も高い。
 - 海路は、徳島市と東京・和歌山・北九州を連絡する広域的な航路があるとともに、阿南市答島から伊島への連絡船が運行されている。
 - 空路は、当沿岸北部の松茂町に徳島阿波おどり空港があり、東京・福岡への 2 空路がある。
- 産 業 :
 - 当沿岸は都市的地域が多く、特に徳島市では第 1 次産業の比率が 3.7% と低く、第 3 次産業の割合が 72.1% と高くなっています。都市型の構造をしている。
 - 阿南市では、周辺と比べても第 2 次産業の割合が高くなっています。



沿岸沿いに立地する工場や倉庫



今切港海岸の背後に広がる農地

社会環境特性の整理



山地が海岸まで迫り、谷あい部に漁村集落が点在している地域である。沿岸部には、香川県と県都徳島市を結ぶ国道11号が走っている。

吉野川により形成された平野部に市街化が進み、県下で最も人口が集中する地域である。

市街地の周辺部では農地が広がり、小松島市の沿岸沿いには工場などが立地している。

徳島市を中心に交通網が充実し、空港や港湾などの拠点が位置する。

那賀川により形成された平野部に農地が広がり、集落が点在する地域である。
国道55号が地域の幹線道路となっている。

沿岸沿いに漁村集落や工業地帯が形成されている地域である。
国道55号が地域の幹線道路となっているが、橋港より南の半島地域では、山地が海に迫り国道からのアクセスも悪く、漁村が点在している状況である。

沿岸沿いの谷部に集落が点在する地域で、人口減少と高齢化が著しく進行している。
漁業や農業を中心とした第1次産業の割合が高い山間農業地域である。
国道55号が、地域の幹線道路となっているが、美波町の沿岸部は、アクセス道となる主要地方道が非常に狭隘である。

凡 例

● 主な市街地、住宅地利用

○ 主な農地利用

— 高速道路

— 一般国道

····· 鉄道

0 5 10 15 20km

(3) 海岸特性の概要

- 海岸災害：
 - 第二室戸台風（昭和 36 年）等の風水害による被害は最も顕著であり広い範囲で浸水被害を受けている。近年では、昭和 62 年から平成 6 年にかけての台風による被害があり、離岸堤や突堤の復旧事業を行っている。
 - 徳島県全体での南海トラフ巨大地震の津波による人的被害は、最大 26,900 人に及ぶことが想定されている。
 - 当沿岸における南海トラフ巨大地震の津波到達時間（海面変動 20 cm）は、最も短い箇所で阿南市伊島ー前島橋の 12 分である。最大波の津波水位 (T.P.) は最も高い箇所で阿南市福井川河口の 8.2m となっている。
 - 当沿岸部の地質は主に砂礫による沖積層であり、南海トラフの巨大地震等により、沿岸部の広範囲で液状化による被害が発生することが想定される。
- 海岸侵食：
 - 今津坂野海岸においては過去大規模な海岸侵食を受けており、現在、大規模突堤による侵食対策事業を実施している。
 - 吉野川や那賀川が、主な土砂の供給源となっている。
- 対象外力：
 - 対象外力は、沿岸のほぼ全域で台風に伴う高潮や波浪となるが、橘湾や椿泊湾では、津波が対象外力となる。

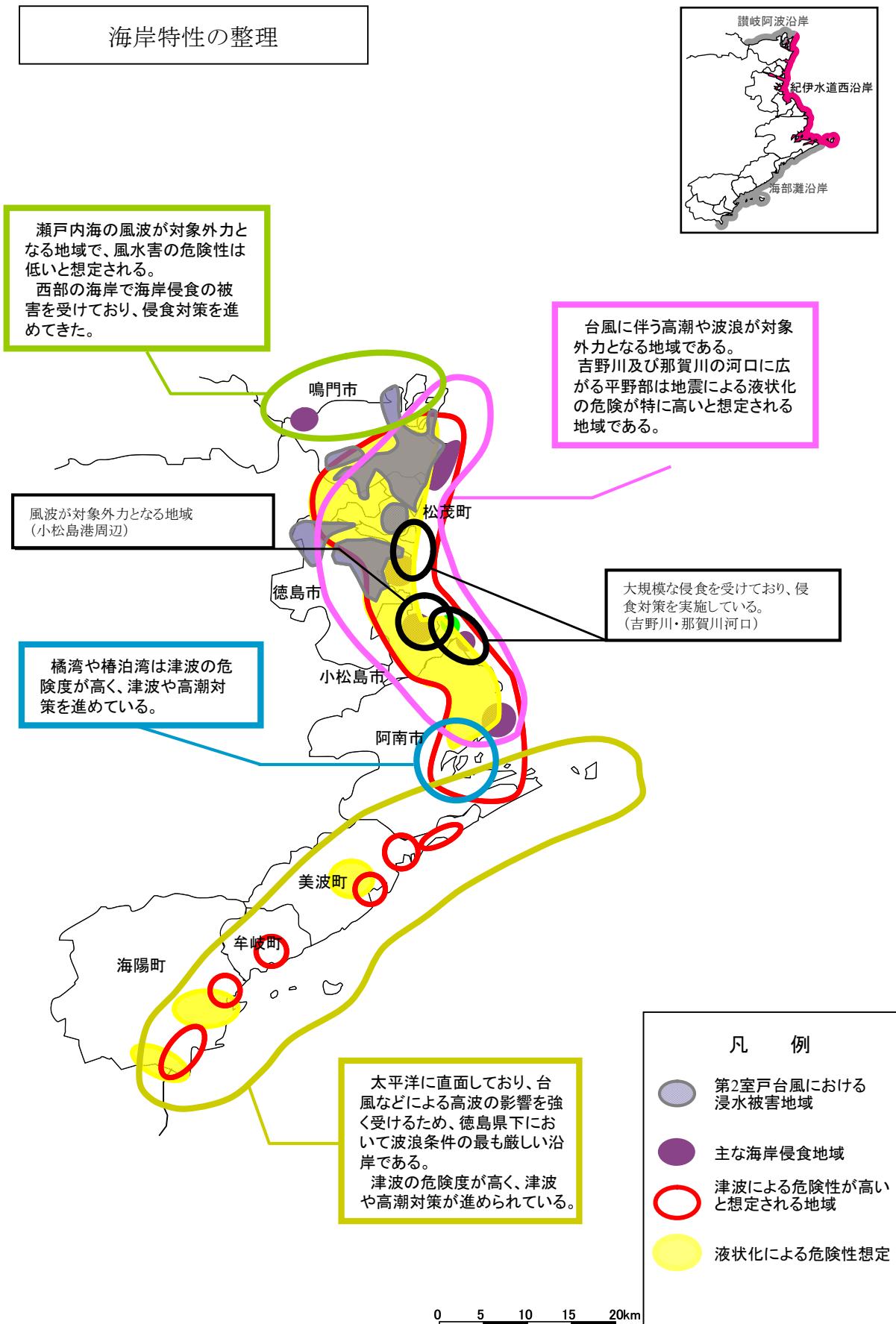


坂野地区海岸



橘湾

海岸特性の整理



(4) 利用特性の概要

- 漁業利用の状況 : ○代表的な漁業は、小型底びき網、バッヂ網、刺網、延縄、一本釣、定置網及び採貝等であり、日本有数の漁獲量を誇り、県がブランド品目として育成しているハモやシラス(ちりめん)をはじめ、アジ、タチウオ、エビ等を漁獲している。また、河口付近を中心にノリ養殖が盛んで、浅海面でのワカメ養殖、湾入部でのハマチ養殖なども行われている。
- 観光レクリエーション利用 : ○海水浴場やキャンプ場は、ともに吉野川より北部と阿南市に集中している。サーフポイントは小松海岸、見能林海岸及び月見ヶ丘海岸などを中心とする地域と、那賀川付近に集中している。釣り場ポイントは徳島市南部から小松島市にかけて集中しており、磯釣り場は阿南市付近に多く存在する。
○レクリエーション施設や公園などが広く分布しており、中林漁港海岸の観光地引き網のような海に関するイベントも行われ、多くの観光客が訪れている。
- 港湾施設の利用 : ○徳島小松島港や橘港の2つの重要港湾と撫養港、栗津港、今切港、中島港及び富岡港の5つの地方港湾を有する。2つの重要港湾で県内シェア一約8割の海上貨物取扱量を扱っている。
- 主要地域計画及び
土地利用希望 : ○地域計画としては、鳴門市から小松島市にかけての徳島東部都市計画道路、小松島本港地区活性化計画及び徳島市周辺での水辺の環境整備事業があるほか、港湾整備事業も行われている。
○土地利用希望としては、南部の沿岸に観光・レクリエーション拠点の整備が望まれている箇所が集中している。

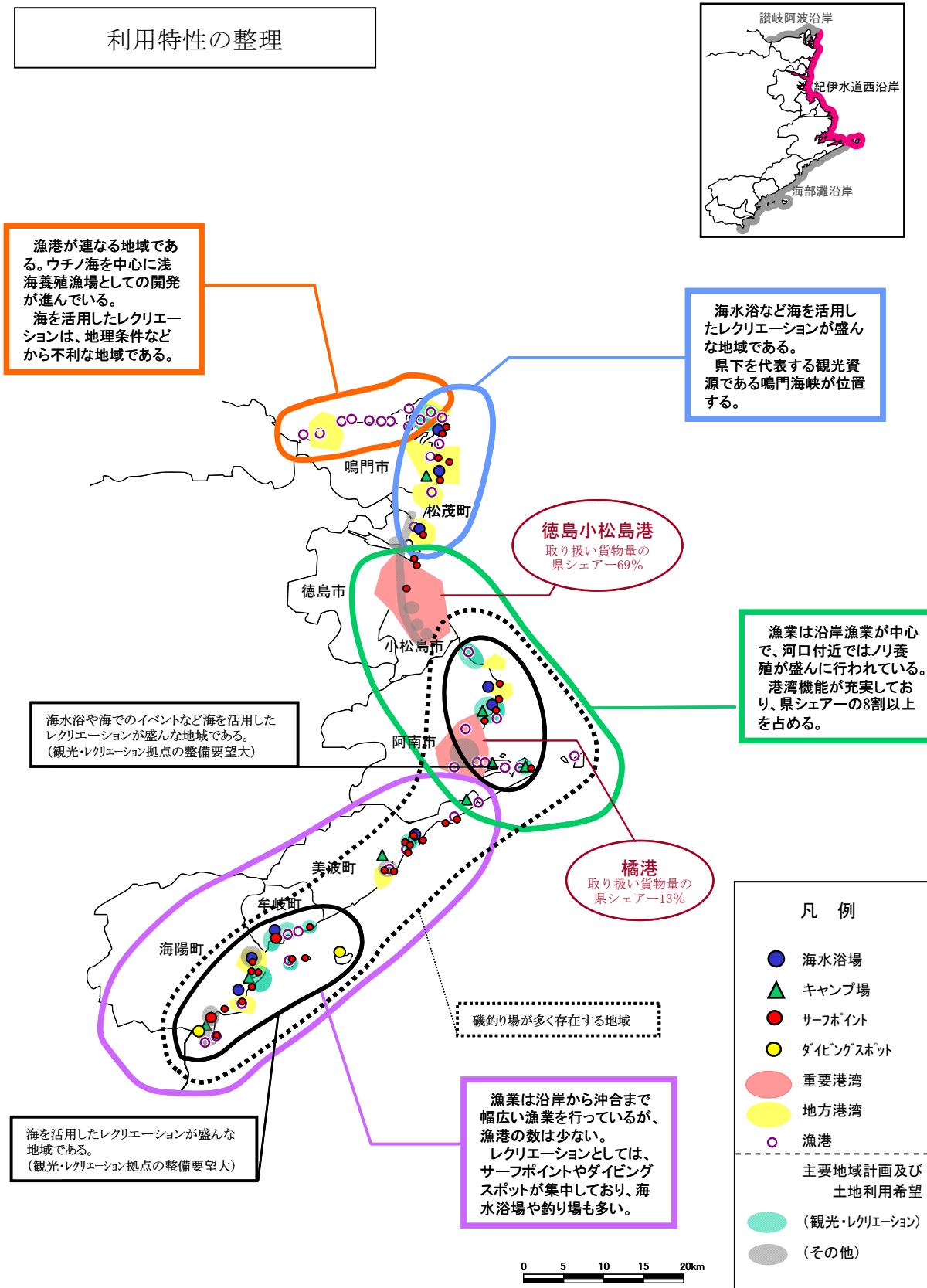


レクリエーション拠点
となっている岡崎海釣公園



重要港湾となっている橘港

利用特性の整理



(5) 住民意識の概要

- 全般：
 - 海辺の将来については、小松島市や阿南市を中心に利用面の充実が求められている。
 - 海岸整備事業の実施にあたっては、住民説明会の実施や幅広い視点から検討などの意見が挙げられている。
- 防護：
 - 防護の考え方としては、防護施設よりも危険なところには住まないという危険回避の傾向にある。
 - 津波に対する危機意識の高まりがうかがえる。対策の方向性としては、東日本大震災の教訓から逃げる対策と液状化対策の重要性が挙げられている。
 - 整備の手段としては「沖合い防護」が52%と過半数を占める。
- 環境：
 - 景観、生物生息環境及びゴミ・水質など悪くなつたと感じる人が過半数を超える。
 - 守ってほしい動植物としては、「松林」の割合が高く、守ってほしい景勝地としては、「渦潮」・「鳴門海峡」が挙げられる。
 - 自然を守る意識は積極的で、鳴門市では海岸美化等モラルの向上などソフト面での意見が多い。
 - 海岸保全の取り組みとして、漂着ゴミ等の清掃活動を広げる工夫、砂浜や松林の保全、希少な動植物の保全、美しい景観の保全・回復などの意見が挙げられている。
- 利便：
 - 現状では、「散歩」・「海水浴」には良いが、「遊び」には利用しにくい状況にあると感じる人が多い。
 - 海辺の施設要望としては、「魚釣り」・「道路」・「水族館」の順に挙げられている。レクリエーション希望としては、「散歩」・「潮干狩り」・「海水浴」の順で多い。
 - 整備の方向性としては、自然配慮による整備の割合が高い。要望としては、観光客に対する情報提供、トイレ・ベンチ・駐車場など利便施設の充実が挙げられている。



松林を背景とした中林漁港海岸



今切港海岸の緩傾斜護岸

住民意向の整理

讃岐阿波沿岸

紀伊水道西沿岸

海部灘沿岸

景観に配慮した上での防護施設整備の要望が高い地域である。

モラルの向上など、ソフト的な環境配慮の要望が高い地域である。

利用面の要望が高い地域である。

景観への配慮と利用面の要望が高い地域である。

避難体制の充実を含め、防災面の要望が高い地域である。

環境面への要望が高い地域である。

0 5 10 15 20km

【共通】

- ・海岸整備事業の実施にあたっては、住民説明会の実施や幅広い視点から検討、自然環境への配慮が求められている。
- ・津波に対する危機意識の高まりがうかがえる。

1-2. 海岸事業の経緯

海岸保全施設の整備は、昭和30年頃まで災害復旧事業のみに依存してきたが、昭和31年の海岸法制定後、昭和35年のチリ津波や昭和36年の第二室戸台風による被害を契機に、高潮対策・侵食対策等を目的とした事業により、堤防や護岸の新改築を行ってきた。

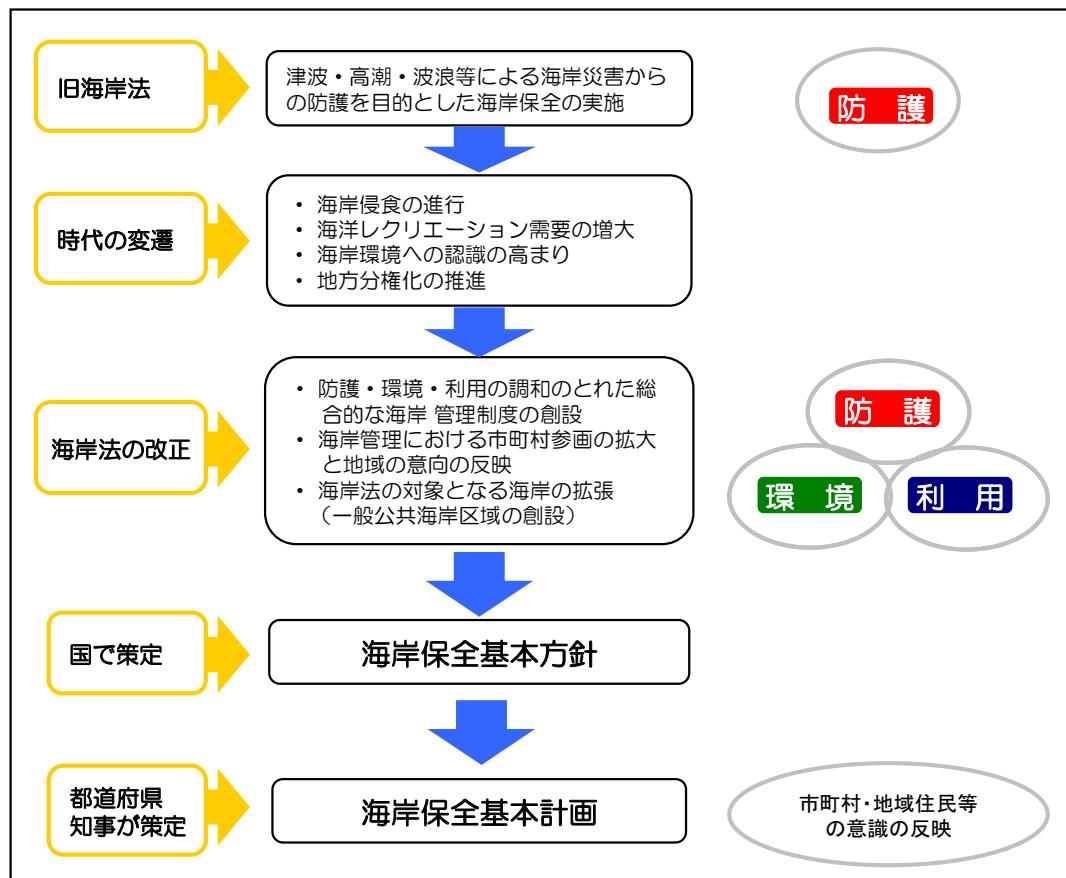
その後、河川からの供給土砂の減少や防波堤による沿岸漂砂の阻止などによる汀線の後退が進み、背後地の安全度が低くなったため、昭和40年代頃から突堤や離岸堤等の整備を主体とした海岸保全を進めてきた。

近年の海岸環境への意識の高まりや海洋レクリエーション需要の増大など、海岸への多様なニーズに対応するため、平成11年に海岸法の一部改正が行われ、従来の「防護」目的に、「環境」と「利用」の2つが追加された。

徳島県では、平成9年3月に「徳島県沿岸域保全利用指針」を策定するとともに、平成15年12月には、「讃岐阿波沿岸」「紀伊水道西沿岸」「海部灘沿岸」の海岸保全基本計画を策定し、防護・環境・利用の調和のとれた海岸保全に努めてきた。

また、平成26年3月には策定後10年を経て、東日本大震災の教訓を踏まえた南海トラフの巨大地震・津波対策や、社会環境やニーズの変化へ対応するため、「海岸保全基本計画」の改定を行った。

今回は、平成27年水防法の改正や近年、計画規模を超える高潮による浸水被害を契機にはじめられた想定し得る最大規模の高潮への対応や海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項を追加するため、「海岸保全基本計画」の改定を行う。



1-3. 現況課題

(1) 防護面での課題

浸水、海岸侵食及び地震による液状化の危険性が高い沿岸である。背後には県の中心都市が形成されており、昭和南海地震での地盤沈下や第二室戸台風での広範囲な浸水被害から、特に高潮や波浪、津波に対する警戒が必要である。

過去最大を上回る「想定し得る最大規模の高潮」に対しては、海岸保全施設により「浸水範囲の低減」を図るとともに、「住民の避難を柱」とした対策が必要である。

また、海岸侵食を受けた砂浜が多く、侵食対策、貴重な砂浜の保護・保全及び養浜等による砂浜の再生が必要である。

東日本大震災を契機として、南海トラフの地震・津波に対する海岸保全の方向性や整備内容の位置付けが必要である。

既存施設の経年劣化や疲労による機能の低下を防ぐ必要がある。

(2) 環境面での課題

沿岸北部の大毛島一帯は瀬戸内海国立公園に、南部の阿南市沿岸部は室戸阿南海岸国定公園に指定されている他、伊島の暖地性植物群落などの特定植物群落やアカウミガメの産卵場所（阿南市の蒲生田岬）が存在しており、こうした自然環境及び貴重な動植物の保護・保全に配慮する必要がある。

吉野川や那賀川の河口付近や橘湾周辺には干潟が残り、貴重な動植物の生息地となっている。しかし、近年、沿岸部の開発等による干潟、藻場及びヨシ群落の減少・消滅がみられ、これらの維持・再生に配慮する必要がある。

水質については、環境基準を達成しているものの、市街地や県の産業の中心地を背後に控えるため、沿岸海域の水質悪化には十分な配慮が必要である。

(3) 利用面等での課題

県の中心都市が背後に控えているため、背後地との一体性に配慮する必要がある。また、港湾や漁港を中心とした産業振興や市街化に伴う貴重なオープンスペースとしての活用も必要である。

海水浴場を中心とした観光レクリエーション施設の充実とともに、利便性を高めるためのアクセス道路や海岸へのアプローチの改善が必要である。

2. 海岸の防護に関する事項

< 防護面での基本方針 >

- 背後に県の中心都市が形成される海岸では、台風に伴う高潮や波浪に対する安全性の向上に努める。
- 侵食が進んでいる海岸では、砂浜の保全・回復に努める。
また、河川の上流から海岸までの総合的な土砂管理に向け、海岸管理者と河川、ダム又は砂防施設の管理者との連携を図る。
- 地震・津波・高潮に対しては、住民や海岸利用者の生命を守ることを最優先とし、ハード・ソフト両面から防災対策を推進する。
- 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定や水防法に基づく高潮浸水想定区域の指定・公表などとともに、防災部局や市町村等の関係機関との連携を強することにより、津波・高潮に対する地域における実行性のある防災体制の確立を図る。
- 海岸保全施設の整備にあたっては、一面的な防護の機能だけではなく、自然環境の保全や海岸利用にも配慮しながら安全性の強化を図る。
- 海岸保全施設については、老朽化対策を行うとともに、予防保全の考え方に基づく適切な維持管理に努める。
- 水門、陸閘等の効果的な管理運用体制の確保に努めるとともに、津波・高潮等の発生時に水門、陸閘等の開口部を迅速に閉鎖させるため、統廃合や常時閉鎖、自動化・遠隔操作化を推進する。
- 津波や高潮に対する水防体制を強化するため、水防法に基づく「水防警報海岸」への指定に向け、その必要性を含め検討を進める。
- 海面上昇や台風の巨大化など気候変動に伴う外力の変化に対しては、最新の知見を踏まえた指針等の改定を注視し、必要に応じて検討する。

< 海岸防護の目標 >

◆防護すべき地域◆

防護すべき地域の設定は、以下の事項を基本とする。

- ・次項に掲げる防護水準に対し、海岸背後の家屋・土地等に被害が発生すると想定された地域。
- ・高潮や波浪に対しては、設定した潮位・波浪が発生した場合の浸水区域。
- ・侵食に対しては、現在と同様の速度で侵食が進むと予想された地域または現時点で、海浜を復元する必要が認められた地域。
- ・津波に対しては、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき徳島県が指定した「津波災害警戒区域（イエローゾーン）」。【平成26年3月11日指定】

◆防護水準◆

(1) 高潮・波浪

- 過去に発生した高潮の記録に基づく既往最高潮位に、適切に推算した波浪の影響を加えた想定外力に対し、防護することを目標とする。
- 過去最大を上回る「想定し得る最大規模の高潮」に対しては、海岸保全施設により「浸水範囲の低減」を図るとともに、「住民の避難を柱」とした対策を充実させる。
- 地域住民の参画により環境や利便性等を考慮し、必要に応じて面的防護を採用する。

(2) 侵食

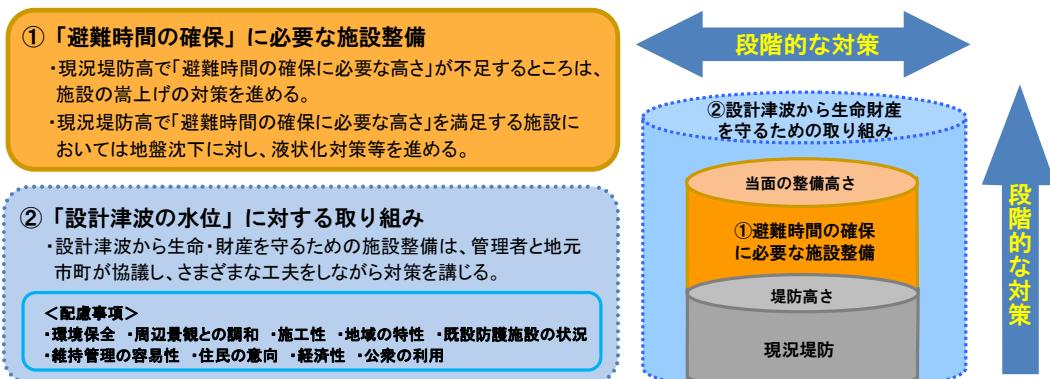
- 侵食の進行している海岸では、現状の汀線を保全・維持することを基本とする。
- 背後地に影響が生じる可能性が高い場合、必要に応じて面的防護施設等により汀線の回復を図る。

<高潮・波浪、侵食に対する防護水準>

海岸 No.	市町村名	高潮		侵食
		設計高潮位	計画波浪 H_o' (換算沖波)、 T_o' (周期)	
No.22-1～No.22-3	鳴門市	T.P. + 2.42 ~ 3.44m	$H_o' = 1.40m \sim 8.40m$ $T_o' = 7.5s \sim 12.2s$	現在の汀線維持もしくは必要に応じた汀線の回復
No.22-4～No.30	鳴門市 松茂町 徳島市 小松島市	T.P. + 2.26 ~ 3.44m	$H_o' = 1.60m \sim 8.60m$ $T_o' = 6.8s \sim 12.2s$	
No.31～No.53	阿南市	T.P. + 1.43 ~ 4.59m	$H_o' = 1.10m \sim 7.90m$ $T_o' = 6.9s \sim 14.9s$	

(3) 地震・津波

- 「設計津波（L1津波）の水位」に対して段階的な対策を行うこととし、まずは、住民や海岸利用者の生命を守ることを最優先に「避難時間の確保」に必要な施設整備を進める。

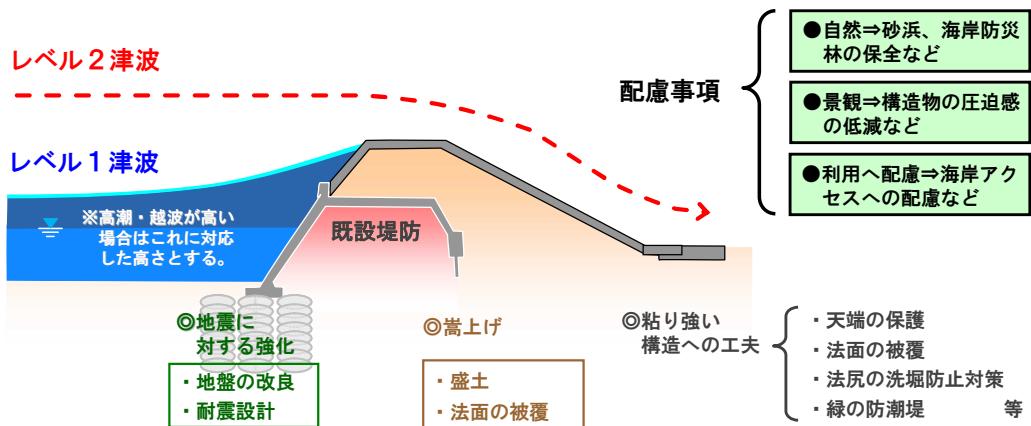


※「避難時間」は、「設計津波（L1津波）の水位」に対して、地震発生後における行動開始までの時間と避難場所までの移動時間を加味して「35分間」とする。

■コラム～新しい津波対策の考え方～

- 今後の津波対策を構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を想定する。
- 海岸保全施設は、発生頻度の高い津波（設計津波：L1津波）に対して整備する。
- 発生頻度の高い津波（設計津波：L1津波）を超える津波に対しても、全壊しにくく、全壊に至る時間を少しでも長く延ばすことが可能な粘り強い構造への工夫を図る。

【津波対策を踏まえた海岸堤防の整備イメージ】



【二つのレベルの津波】

最大クラスの津波（L2津波）

○津波レベル

- 発生頻度は極めて低い。発生すれば甚大な被害をもたらす。

○対策の基本的な考え方（減災）

- 住民等の生命を守ることを最優先とし、住民避難を軸としたソフト・ハードのとりうる手段を尽くした総合的な対策。

○対策内容

- 率先避難の啓発（津波防災教育、自主防災組織との連携 等）
- 避難施設（津波避難タワーの整備、津波避難ビルの指定、避難路 等）
- 津波防護施設の指定（道路嵩上げ 等）

比較的発生頻度の高い津波（L1津波＝設計津波）

○津波レベル

- 数十年から百数十年の頻度で発生する。最大クラスの津波に比べて、津波高は低いものの大きな被害をもたらす。

○対策の基本的な考え方（防災）

- 人命・財産の保護、地域経済の確保の観点から、海岸保全施設等を整備。

○対策内容

- 施設整備（液状化対策、海岸保全施設整備 等）

■コラム ~高潮とは~

● 高潮とは

台風や発達した低気圧が通過するとき、潮位が大きく上昇する現象



潮位の上昇により、陸域での浸水被害をもたらす。

● 高潮の要因（3つの効果）

① 気圧低下による吸い上げ効果

- 周辺より低い気圧の影響により、海面が上昇する現象。
気圧が1hPa下がると潮位は約1cm上昇。

② 風による吹き寄せ効果

- 海岸に向かって吹く風により、海水が吹き寄せられ、海岸付近の海面が上昇する現象。
潮位の上昇は風速の2乗に比例。

③ 波浪効果（ウェーブセットアップ）

- 碎波により汀線近傍（碎波点の岸側）で海面が上昇する現象。

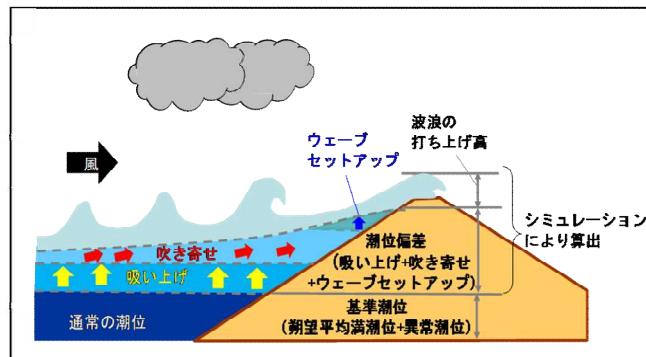


図 高潮の発生メカニズム

● 対象とする高潮

高潮浸水想定において対象とする高潮は、「**最大クラスの高潮**」であり、基本的な考え方は以下のとおり。

外力	基本的な考え方
最大クラスの高潮	<ul style="list-style-type: none"> 住民等の生命を守ることを最優先とし、避難を軸とした総合的な対策を確立。 被害の最小化を主眼とする「減災」の考えに基づき、対策を講ずる。 海岸保全施設のハード対策により被害を軽減し、それを超える外力には、「高潮浸水想定区域図」の作成や避難路の確保などソフト対策で対応。
計画規模の高潮	<ul style="list-style-type: none"> 人命・住民財産の保護、地域経済の確保の観点から海岸保全施設を整備。 海岸保全施設は、比較的の発生頻度は高いものの、大きな被害をもたらす高潮を対象として整備を進める。

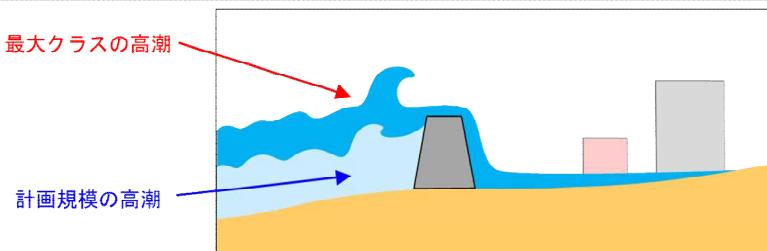
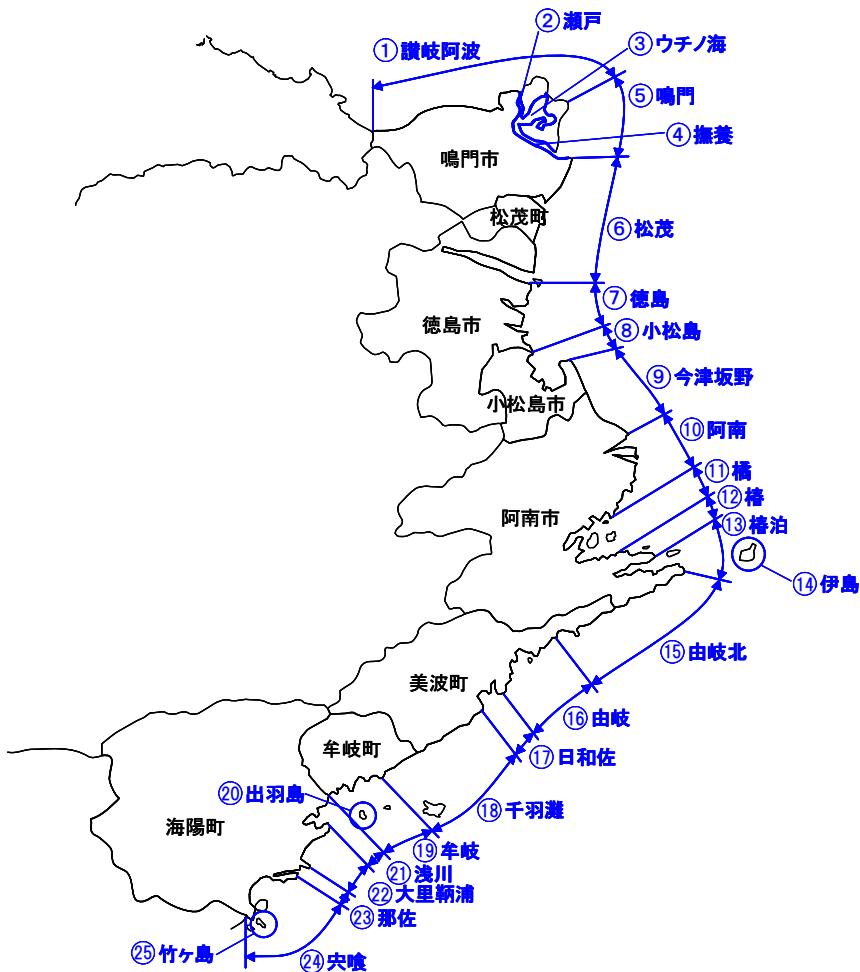


図 高潮のイメージ図

<津波に対する防護水準>



単位:m(TP)

地域海岸名	設計津波の水位 ※1	避難時間を確保するための高さ	津波>高潮のチェック ※2	現況堤防高 ※3	最大クラスの津波高 ※4
1 讀岐阿波	2.0	1.1	高潮波浪	1.5~5.4	2.7
2 瀬戸	2.1	1.1	高潮波浪	0.8~4.3	
3 ウチノ海	2.0	1.1	高潮波浪	1.0~3.4	
4 撫養	2.9 (3.1)	1.0	高潮波浪	1.1~4.9	8.2
5 鳴門	2.9	0.9	高潮波浪	3.3~6.7	
6 松茂	3.8	0.9	高潮波浪	4.1~11.3	6
7 德島	2.9	0.9	高潮波浪	3.7~6.3	6.2
8 小松島	3.6	0.9	高潮波浪	1.7~7.7	5.5
9 今津坂野	4.9	1.7	高潮波浪	3.0~7.9	5.1
10 阿南	4.1	2.8	高潮波浪	4.0~6.1	
11 橋	7.3 (6.5)	3.2	津波	1.9~4.6	11.9
12 椿	5.2	2.8	津波	2.0~3.7	
13 椿泊	4.8 (7.6)	3.5	津波	2.3~8.0	
14 伊島	2.8	2.5	高潮波浪	6.1~9.5	6.2
15 由岐北	5.9	5.6	高潮波浪	3.3~8.7	20.9
16 由岐	6.3 (7.3)	5.3	高潮波浪	2.1~8.1	12.3
17 日和佐	6.0 (5.2)	4.9	高潮波浪	1.3~9.2	9.8
18 千羽灘	4.3	4.0	高潮波浪	2.7~5.7	
19 牟岐	5.9	4.4	高潮波浪	1.7~7.0	13.4
20 出羽島	4.7	3.3	高潮波浪	4.4~7.6	
21 浅川	6.0 (5.0)	4.3	津波	1.2~7.2	10.5
22 大里鞆裏	4.5	4.5	高潮波浪	1.7~10.0	8.1
23 那佐	5.6 (4.3)	3.6	津波・高潮	1.2~5.4	
24 宍喰	10.3 (13.1)	5.7	津波	1.4~8.5	18.4
25 竹ヶ島	8.6	4.2	津波	1.7~9.0	

出典：「徳島県設計津波の水位（平成25年3月）」

3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項

< 環境面での基本方針 >

- 最新の知見に基づき、ルイスハンミョウなど貴重な生物をはじめとする様々な生物が生息している良好な海岸環境への影響を可能な限り回避するなど、自然と共生する海岸づくりに努める。

〔 「生物多様性基本法」平成 20 年 6 月施行
「生物多様性とくしま戦略」平成 25 年 10 月策定 〕
- 瀬戸内海国立公園や室戸阿南海岸国定公園内においては、アカウミガメの産卵地など貴重な動植物の生息地や橘湾一帯の多島海などの自然環境・景観の保全に努める。
- 自然環境の保護や維持を図るため、地域住民や民間団体と連携し、海岸利用者のマナーチャージ及び海岸漂着ゴミの清掃活動や外来種の駆除、貴重な生物の保全活動等を促進する。

〔 「海岸漂着物処理促進法」平成 21 年 7 月 15 日施行
海岸漂着ゴミ等の処理対策を海岸管理者に義務付け 〕
- 市街地付近で減少している干潟・藻場・松林の保全に努めるとともに、水質改善に対する啓発活動を推進する。

4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

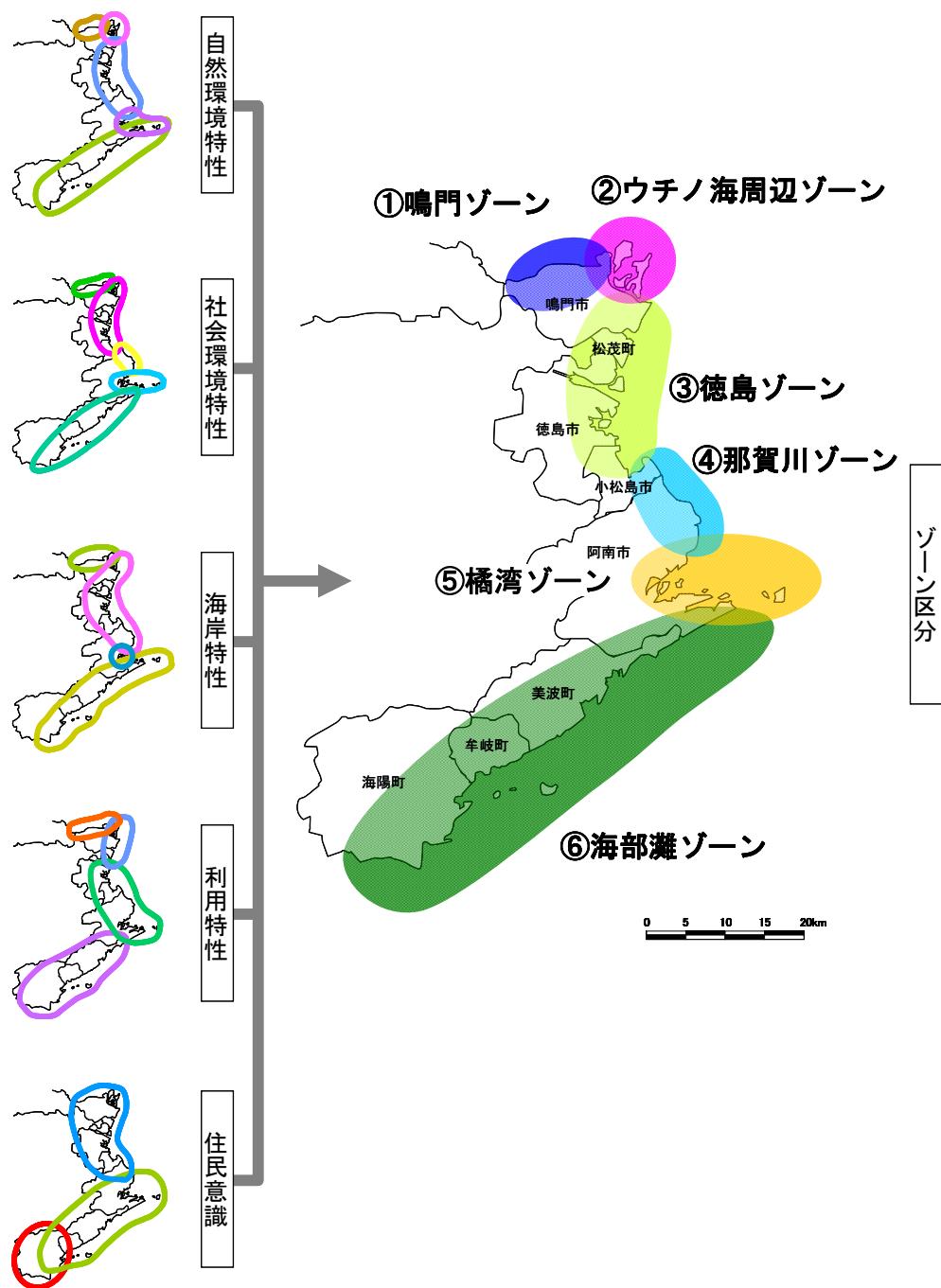
< 利用面での基本方針 >

- 自然環境や景観、安全性の確保を基本とし、わかりやすいアクセス道路のルートや津波からの避難情報等を表示する案内板を整備することにより、利便性や安全性の向上、さらに海岸部での利便施設づくりに努める。
- 高齢者や障がい者も日常生活の中で海辺に近づくことができるよう、アクセス路や利便施設のユニバーサルデザイン化に努める。
- 市街地からのアクセスの向上に配慮するとともに、海辺における既存のレクリエーション機能の充実に努める。
- 観光や港湾、漁港を中心とした産業の振興、さらに市街化に伴う貴重なオープンスペースとしての活用を促進する。

5. ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針

徳島県では、自然環境特性、社会環境特性、海岸特性、利用特性及び住民意識の5つの特性を総合的な観点から整合を図り、徳島県沿岸地域の環境ゾーンを設定している。

この中で、紀伊水道西沿岸は、ウチノ海周辺ゾーン、徳島ゾーン、那賀川ゾーン及び橘湾ゾーンの4つのゾーンに位置づけている。次頁に各ゾーンの基本方針を示す。



②ウチノ海周辺ゾーン

ゾーンの基本方針

漁業・観光振興への配慮とウチノ海の環境保全

【防護の方針】

- 小鳴門海峡における津波・高潮対策に努める。
- 貴重な砂浜の保全に努める。

【環境の方針】

- 海峡独特の海岸景観の保全に努める。
- 小鳴門海峡を中心に広がる藻場の保全に努める。

【利用の方針】

- 水産物流通上の地理的な有利性を活かした漁業振興や観光産業振興への配慮に努める。
- 海辺における既存のレクリエーション機能の充実に努める。

③徳島ゾーン

ゾーンの基本方針

市街地の安全性の向上と減少している良好な自然環境の保全・再生

【防護の方針】

- 特に、背後に市街地が広がっているため、防護の充実に努める。
- 津波に対しては、住民や海岸利用者の生命を守ることを最優先とし、ハード・ソフト両面から防災対策を推進する。
- 貴重な砂浜の保全に努める。

【環境の方針】

- 沿岸域において減少している干潟や藻場の保全に努める。
- 甲殻類や貝類等の生息環境の保全に努める。
- 沿岸海域の水質改善に対する啓発に努める。
- 海岸背後における松林などの海岸景観の保全に努める。

【利用の方針】

- 市街地からのアクセスや利便性の向上に配慮するとともに、海辺における既存のレクリエーション機能の充実に努める。
- 市街化に伴なう貴重なオープンスペースとしての活用に努める。

④那賀川ゾーン

ゾーンの基本方針

砂浜の再生と海岸へのアクセスの改善

【防護の方針】

- 著しく侵食を受けている海岸については、養浜等により、砂浜の保全・回復に努める。
- 津波対しては、住民や海岸利用者の生命を守ることを最優先とし、ハード・ソフト両面から防災対策を推進する。

【環境の方針】

- 減少している干潟や藻場の保全に努める。
- 甲殻類・貝類等の生息環境の保全に努める。
- 海岸背後における松林などの海岸景観の保全に努める。

【利用の方針】

- 海岸へのアクセスの改善と海岸利用に配慮した施設整備に努める。
- 漁業活動や地元住民の日常的な利用に配慮した施設整備に努める。

⑤橘湾ゾーン

ゾーンの基本方針

津波対策と多島海の自然環境の保全及び生活環境の整備

【防護の方針】

- 津波対しては、住民や海岸利用者の生命を守ることを最優先とし、ハード・ソフト両面から防災対策を推進する。特に、危険度の高い湾の最奥地区では、避難体制の強化に努める。
- 貴重な砂浜の保全に努める。

【環境の方針】

- 減少傾向にある藻場や干潟の保全に努める。
- 甲殻類や貝類等の生息環境及び多島海などの自然景観の保全に努める。

【利用の方針】

- 漁業活動や地元住民の日常的な利用に配慮した施設整備に努める。
- 海岸へのアクセスの改善に努める。

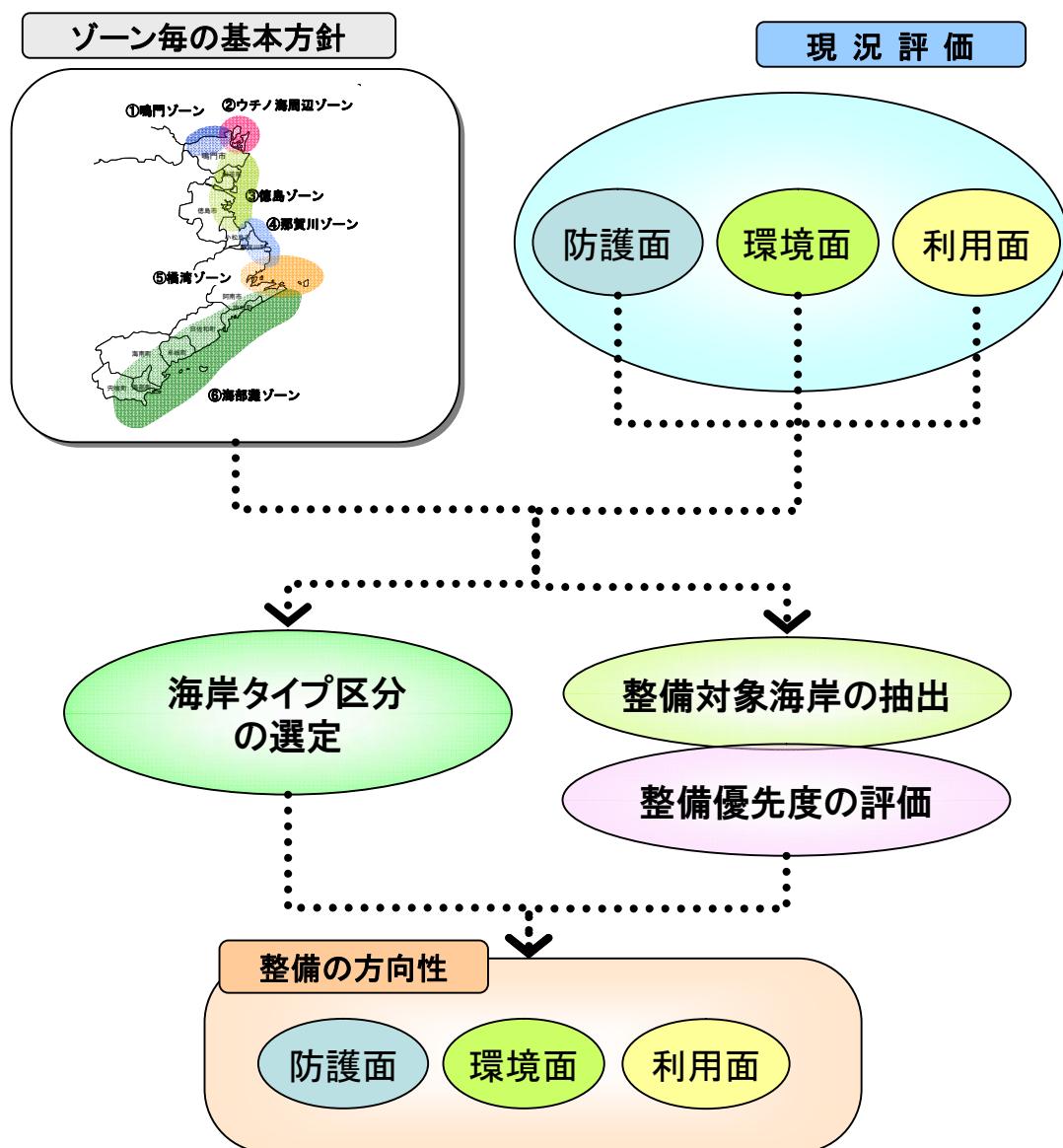
第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

1. 海岸保全施設を整備しようとする区域（整備対象海岸）

1-1. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の考え方

（1）検討フロー

徳島県下 136 地区の海岸について、防護・環境・利用面の各視点から現況を評価するとともに、個々の海岸が含まれるゾーンの基本方針を踏まえ、海岸の長期的な整備の方向性を示す「海岸タイプ（4つの区分）」の選定と整備対象海岸の抽出を行う。さらに、整備対象海岸の整備優先度の評価を行い海岸タイプを考慮して、具体的な整備の方向性を定める。



検討フロー

(2) 現況評価の考え方

1) 防護面における現況評価の視点

防護面については、「①津波対策の必要性」、「②高潮対策の必要性」、「③侵食対策の必要性」、「④背後地の重要度」の4つの視点から各海岸の現況評価を行う。以下に評価基準を示す。

①津波対策の必要性

津波対策 ランク	評価基準
A	・「避難時間の確保に必要な高さ」に対し、堤防高が不足している。
B	・「設計津波（L1津波）の水位」に対し、堤防高が不足する。
C	・「設計津波（L1津波）の水位」に対し、所定の堤防高を有する。
—	・背後に防護すべき対象のない海岸である。（自然のまま残されている海岸など）

注）堤防高は地震による沈下を考慮する。

②高潮対策の必要性

高潮対策 ランク	評価基準
A	・これまで越波・浸水等の被害がある。
B	・今後、越波・浸水等の可能性がある。
C	・これまで高潮対策施を実施し、所定の防護機能を有する。
—	・背後に防護すべき対象のない海岸である。（自然のまま残されている海岸など）

③侵食対策の必要性

侵食対策 ランク	評価基準
A	・現在、砂浜の侵食が進行している。
B	・今後、砂浜が侵食される可能性がある。
C	・これまで侵食対策を実施し、効果が発揮されている。
—	・侵食の恐れのない海岸である。

④背後地の重要度

背後地 ランク	評価基準
A	a : 市街地や工業地帯が形成されている。 b : 人口集中地区（D I D 地区）である。
B	a : 集落が連なって形成されている。 b : 国道や主要地方道などの幹線道路が沿岸に隣接している。
C	a : 集落が点在している。 b : 広大な農地が存在する。
D	a : 谷あい等に小規模な農地が存在する。 b : 山付けで民家は殆ど存在していないが市町村道等を有する。

※ a,b に分かれている評価基準では、いずれかに該当する場合にそのランクを適用する。

2) 環境面における現況評価の視点

海岸整備にあたっての配慮内容の違い等から自然環境要素を体系的に整理し、現況評価を行う。

◆自然環境要素の体系的整理◆

自然環境要素を「a:貴重な動植物等」、「b:自然環境保全上の指定地域」、「c:生物の生息地等の特異な生態系」、「d:水質等」の4つの区分にて抽出し、さらに、環境要素の保護・保全を重視する「①環境保全要素」、環境要素への充分な配慮のもとに防護面・利用面との調和を図る「②環境配慮要素」の2つに区分し、自然環境要素を体系的に再整理する。

区分	自然環境要素	環境保全上注目すべき要素	備考
① 環 境 保 全 要 素	a : 貴重な動植物等	<input type="checkbox"/> 天然記念物（国、県、市町村） <input type="checkbox"/> 特別天然記念物（国） <input type="checkbox"/> 希少野生動植物種（国内、国際）、特定植物群落 <input type="checkbox"/> レッドリスト、レッドデータブック <input type="checkbox"/> ＜現状環境への依存性の強い絶滅危惧Ⅰ類＞	学術上あるいは自然保護上重要な動植物
	b : 自然環境保全上の指定地域	<input type="checkbox"/> 自然公園区域（国立、国定、県立） <input type="checkbox"/> ＜特別保護地区、第1種特別地域、海域公園区域＞ <input type="checkbox"/> 名勝、日本の重要湿地500 <input type="checkbox"/> 防護水面、鳥獣保護区特別保護地区 <input type="checkbox"/> ウミガメ上陸地・産卵地の保護地域 <input type="checkbox"/> 車両乗り入れ規制 <input type="checkbox"/> その他環境省等による自然環境保全上の指定地区	法令等により、自然環境の保全上の規制や指定を受け、特に開発行為等を制限すべき地域
	c : 生物の生息地等 特異な生態系	<input type="checkbox"/> 特に保全が必要な藻場（減少傾向） ^{注1} <input type="checkbox"/> 特に保全が必要な干潟（減少傾向） <input type="checkbox"/> サンゴ礁、自然海岸	沿岸域の生態系を支える重要な基盤で、特に保護が必要な地域
② 環 境 配 慮 要 素	b : 自然環境保全上の指定地域	<input type="checkbox"/> 自然公園区域（国立、国定、県立） <input type="checkbox"/> ＜第2種・第3種特別地域、普通地域＞ <input type="checkbox"/> 自然海浜保全地区 <input type="checkbox"/> 保安林（魚つき保安林、風致保安林） <input type="checkbox"/> 日本の自然景観、日本の渚100選 <input type="checkbox"/> 日本の白砂青松100選、日本の水浴場88選	法令等により、景観保全及び海岸利用上の規制や指定を受け、自然環境への充分な配慮が必要な地域
	c : 生物の生息地等 特異な生態系	<input type="checkbox"/> レッドリスト、レッドデータブック <input type="checkbox"/> ＜現状環境への移動性が低い絶滅危惧Ⅰ類、その他全ての絶滅危惧Ⅱ類、準絶滅危惧＞ <input type="checkbox"/> ウミガメ上陸地（確認情報） <input type="checkbox"/> 藻場 ^{注1} <input type="checkbox"/> 干潟	沿岸域の生態系を支える重要な基盤で、保全への配慮が必要な地域
	d : 水質等	<input type="checkbox"/> 海域の水質環境基準（類型） ^{注2}	水質汚濁の指標
	e : 自然環境保全上の要対策地域等	<input type="checkbox"/> 海岸漂着物対策重点区域	海岸漂着物対策のために必要な海岸

注1) 「藻場」については両方の要素としたが、各海岸毎でその重要性を判断して区分する。

注2) 海域の水質環境基準（生活環境の保全に関する基準）は次表のとおり。

類型	利用目的の適用性	備考
A	水産1級、水浴、 自然環境及びB以下の欄に掲げるもの	水産1級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
B	水産2級、 工業用水及びCの欄に掲げるもの	水産2級:ボラ、ノリ等の水産生物
C	環境保全	環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩道等を含む) において不快感を生じない限度

◆評価基準◆

評価ランク	評価基準
保全	①環境保全要素が存在する地域であり、自然環境の保護・保全が必要である。
配慮	②環境配慮要素が存在する地域であり、自然環境へ配慮し、開発と環境の調和を図ることが必要である。
維持	①環境保全要素、②環境配慮要素が存在しない地域であり、現状の自然環境の維持に努める。

注)「①環境保全要素」と「②環境配慮要素」の両方が存在する場合は、「保全」ランクとする。

3) 利用面における現況評価の視点

利用面については、各海岸における現状の海岸利用を、利用内容の公衆性、利用内容に対する利便施設の状況・必要性及び地域ニーズ等から、「①利用促進要素」と「②利用配慮要素」に区分することにより、現況評価を行う。

なお、本計画での「海岸利用」とは、祭り、伝統行事、レジャー、スポーツ、体験活動及び学習活動等の「公衆の適正な利用」を対象とするものである。そのため、港湾関係者や漁業者の産業活動のための利用については対象外であるが、こうした産業活動への支障を及ぼさないなどの配慮は必要である。

◆現状の海岸利用形態◆

区分	利用上注目すべき要素	備考
① 利 用 促 進 要 素	○海水浴、海浜公園、キャンプ場 ○マリンスポーツ(サーフィン、カヤック、ダービングなど) ○祭り、伝統行事、環境学習、各種イベントなど	利便施設(駐車場、トイレ、休憩施設など)を特に必要とするレクリエーション利用がされている海岸
	○レクリエーション利用の新規導入要望 ○現状の利便施設の改善要望など	現状利用の有無に関わらず、地域からの利用面での整備要望が挙がっている海岸
② 利 用 配 慮 要 素	○ジョギング、散歩、サイクリング ○水遊びなど	利便施設(駐車場、トイレ、休憩施設など)はあまり必要としないレクリエーション利用がされている海岸
	○漁港 ○港湾など	「公衆の適正な利用」の対象外であるが、産業活動の利用がされている海岸

◆評価基準◆

評価ランク	評価基準
促進	①利用促進要素が存在する海岸であり、整備にあたっては、現状利用の増進もしくは機能改良を行う。
配慮	②利用配慮要素が存在する海岸であり、整備にあたっては、これらの利用機能へ支障を及ぼさないなどの配慮が必要である。
維持	現在、レクリエーションもしくは産業活動面での海岸利用がほとんどみられない海岸であり、現状の維持に努める。

(3) 総合的な視点からの海岸タイプ

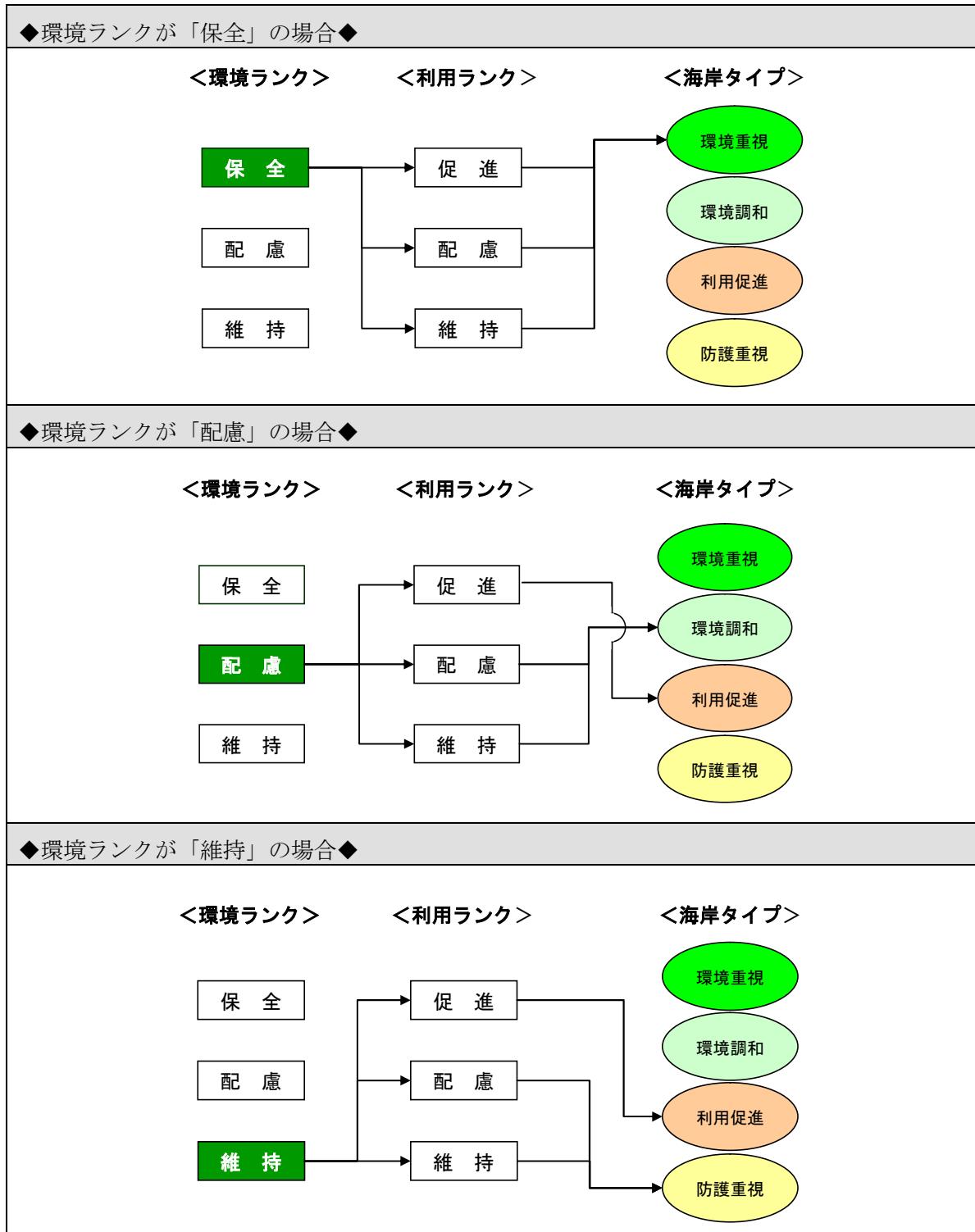
防護を基本としつつ、総合的な視点から海岸を整備するに当っての配慮事項と整備の方向性を示す指標として以下の4タイプに区分する。

防護・環境・利用の総合的な視点からの海岸タイプ

タイプ	評価の考え方
環境重視	<p>貴重な自然環境・景観資源等が豊富な地域であり、特に自然環境の保護・保全に配慮する。</p>
環境調和	<p>自然環境と人々の生活、レクリエーション活動及び漁業等の産業活動の利用が共存している地域であり、環境面と利用面の調和に配慮する。</p>
利用促進	<p>特にレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域、海岸利用のニーズの高い地域であり、環境面に配慮しつつ海岸利用の促進を図る。</p>
防護重視	<p>利用・環境面については現状の維持に努め、防護面の強化を図る。</p>

「海岸タイプ」の区分は、防護・環境・利用の調和の取れた海岸整備を行うための配慮事項と整備の方向性を示すものであり、詳細な整備内容の検討に当たっては、地域住民や地元自治体の意見も参考にしながら事業計画を進めていく。

なお、「海岸タイプ」の決定根拠は、特に生態系については原則として既存の文献調査結果を参考とするが、最終的には海岸背後地の自然環境や開発状況、保全施設の整備状況なども考慮しながら、海岸環境を総合的に捉えて判断する。また、今後行われる各種調査や海岸事業の実施に伴う事前調査などの結果から、現在の「海岸タイプ」を必要に応じて見直す。



(4) 整備対象海岸の抽出、整備優先度の決定の考え方

○海岸事業※を導入していく必要のある海岸を「整備対象海岸」として抽出する。

したがって、優れた自然環境を有し、かつ、背後地の重要度が極めて低いことから、手を加えない海岸や維持補修等で対応できる海岸については「整備対象海岸」の対象外とする。

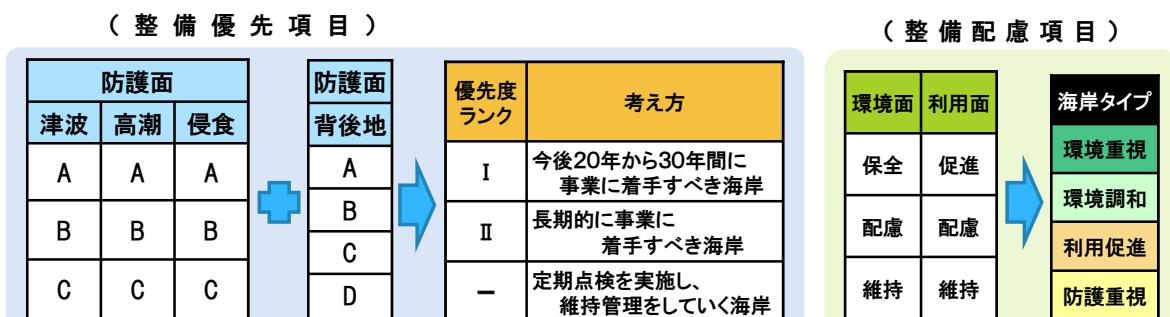
※海岸事業

略 称	事 業 名
高潮	高潮対策事業
侵食	侵食対策事業
耐震	海岸耐震対策緊急事業
老朽化	海岸堤防等老朽化対策緊急事業
海岸環境	海岸環境整備事業
津波・高潮	津波・高潮危機管理対策緊急事業
海域浄化	海域浄化整備事業

○整備対象海岸については、防護面における緊急度・重要度（国土保全）を優先に「津波対策」・「高潮対策」・「侵食対策」の必要性や「背後地の重要度」から整備の優先度を3段階に区分する。

○ 整備対象海岸のうち、対象期間内（今後20年から30年間）に着手する海岸は、優先度ランクIとする。

なお、事業中の海岸について早期完成を図るとともに、残る海岸については、優先順位を検討の上、順次、早期に事業着手できるよう取り組む。



※優先度ランク区分の考え方

I	①津波、高潮、侵食の項目にAが1つ以上、かつ背後地の項目がA, B
II	①津波、高潮、侵食の項目にAが1つ以上、かつ背後地の項目がC ②津波、高潮、侵食の項目にBが1つ以上、かつ背後地の項目がA～C
—	上記以外

1-2. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の評価

＜ウチノ海ゾーン＞

N.O.	海岸名	所管	関係市町	保全延長 (m)	整備優先項目				優先度ランク	整備配慮項目		整備の方向性 (海岸タイプ)	対象事業名 (略称)			
					防護面					環境面	利用面					
					津波	高潮	侵食	背後地								
22-1	撫養港海岸（高島地区）	国土(港湾)	鳴門市	4710	B	B	—	A	II	配慮	配慮	環境調和				
22-2A	撫養港海岸（桑島瀬戸地区）	国土(港湾)	鳴門市	5519	B	B	—	A	II	配慮	配慮	環境調和				
22-2B					B	B	—	A	I*	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮			
22-3	撫養港海岸（土佐泊地区）	国土(港湾)	鳴門市	1850	C	B	C	B	II	配慮	促進	利用促進				
23	土佐泊漁港海岸	農水(水産)	鳴門市	1721	B	C	—	B	II	配慮	配慮	環境調和				
24	福池地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	250	C	C	—	D	—	保全	配慮	環境重視				
25	鳴門地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	3080	C	C	C	B	—	配慮	促進	利用促進				

＜徳島ゾーン＞

N.O.	海岸名	所管	関係市町	保全延長 (m)	整備優先項目				優先度ランク	整備配慮項目		整備の方向性 (海岸タイプ)	対象事業名 (略称)			
					防護面					環境面	利用面					
					津波	高潮	侵食	背後地								
22-4A	撫養港海岸（岡崎里浦地区）	国土(港湾)	鳴門市	5441	B	C	C	A	I*	配慮	促進	利用促進	津波・高潮、高潮			
22-4B					C	C	C	B	—	配慮	配慮	環境調和				
26-1	粟津港海岸（粟津地区）	国土(港湾)	鳴門市	1800	B	C	C	C	II	配慮	配慮	環境調和				
26-2	粟津港海岸（松茂地区）	国土(港湾)	松茂町	900	B	C	C	A	II	配慮	促進	利用促進				
27	松茂地区海岸	国土(水管理) 農水(農村)	松茂町	2699	B	C	C	B	II	配慮	促進	利用促進				
28-1	今切港海岸（長原地区）	国土(港湾)	松茂町	780	B	C	C	A	II	配慮	配慮	環境調和				
28-2	今切港海岸（川内地区）	国土(港湾)	徳島市	1306	B	C	C	C	II	保全	促進	環境重視				
29	小松地先海岸	国土(水管理)	徳島市	758	B	C	C	C	II	保全	促進	環境重視				
30-1	徳島小松島港海岸（沖洲地区）	国土(港湾)	徳島市	2370	A	C	—	A	I	保全	配慮	環境重視	津波・高潮、高潮、他事業			
30-2	徳島小松島港海岸（津田地区）	国土(港湾)	徳島市	1222	B	C	—	A	II	維持	維持	防護重視				
30-3	徳島小松島港海岸（大神子地区）	国土(港湾)	徳島市	919	B	C	—	C	II	保全	促進	環境重視				
30-4	徳島小松島港海岸（港口地区）	国土(港湾)	小松島市	3878	A	C	—	A	I	維持	配慮	防護重視	津波・高潮、高潮			
30-5	徳島小松島港海岸（横須金磯地区）	国土(港湾)	小松島市	1120	B	C	C	A	II	配慮	促進	利用促進				
30-6	徳島小松島港海岸（赤石坂野地区）	国土(港湾)	小松島市	6123	B	C	—	A	II	維持	維持	防護重視				
30-7	徳島小松島港海岸（和田島地区）	国土(港湾)	小松島市	3204	A	B	A	A	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮、侵食			

整備対象海岸とした根拠となる評価項目を
で示す。

* 設計津波（L 1 津波）に対し、直轄事業と一体的に効果を発揮させるために事業着手するべき海岸。

<那賀川ゾーン>

N.O.	海岸名	所管	関係市町	保全延長 (m)	整備優先項目				優先度ランク	整備配慮項目		整備の方向性 (海岸タイプ)	対象事業名 (略称)			
					防護面					環境面	利用面					
					津波	高潮	侵食	背後地								
31	坂野地区海岸	国土(水管理)	小松島市	3320	C	B	A	B	I	配慮	配慮	環境調和	侵食			
32	今津地区海岸	国土(水管理) 農水(農村)	阿南市	3115	B	B	A	B	I	維持	配慮	防護重視	侵食			
33	今津漁港海岸	農水(水産)	阿南市	170	A	C	—	C	II	維持	配慮	防護重視				
34	那賀川海岸（那賀川左岸地区）	農水(農村)	阿南市	2000	B	C	C	B	I*	配慮	促進	利用促進	津波・高潮、高潮			
35	中島港海岸（中島地区）	国土(港湾)	阿南市	1362	A	B	B	B	I	維持	促進	利用促進	津波・高潮、高潮			
36-1	富岡港海岸（辰巳地区）	国土(港湾)	阿南市	721	B	C	C	A	I*	維持	維持	防護重視	津波・高潮、高潮			
36-2	富岡港海岸（豊益・鰐地区）	国土(港湾)	阿南市	1516	B	B	—	C	II	配慮	促進	利用促進				
37-1	中林漁港海岸（中林地区）	農水(水産)	阿南市	795	B	C	C	C	II	配慮	促進	利用促進				
37-2	中林漁港海岸（北ノ脇地区）	農水(水産)	阿南市	1000	B	C	—	B	II	配慮	促進	利用促進				
38	見能林地区海岸	国土(水管理)	阿南市	600	C	C	C	C	—	配慮	促進	利用促進				

<橋湾ゾーン>

N.O.	海岸名	所管	関係市町	保全延長 (m)	整備優先項目				優先度ランク	整備配慮項目		整備の方向性 (海岸タイプ)	対象事業名 (略称)			
					防護面					環境面	利用面					
					津波	高潮	侵食	背後地								
39-1	大潟漁港海岸（柏地区）	農水(水産)	阿南市	370	C	C	—	D	—	配慮	配慮	環境調和				
39-2	大潟漁港海岸（柏大手地区）	農水(水産)	阿南市	140	—	C	C	D	—	配慮	維持	環境調和				
39-3	大潟漁港海岸（大潟地区）	農水(水産)	阿南市	1775	A	A	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮			
40-1	橋港海岸（橋東地区）	国土(港湾)	阿南市	6487	A	B	—	A	I	配慮	維持	環境調和	津波・高潮、高潮			
40-2	橋港海岸（橋西地区）	国土(港湾)	阿南市	1481	A	C	—	A	I	維持	維持	防護重視	津波・高潮、高潮			
40-3	橋港海岸（鶴地区）	国土(港湾)	阿南市	1920	A	C	—	B	I	配慮	維持	環境調和	津波・高潮、高潮			
40-4	橋港海岸（袴傍示西地区）	国土(港湾)	阿南市	1728	A	C	—	D	—	配慮	維持	環境調和				
40-5	橋港海岸（袴傍示東地区）	国土(港湾)	阿南市	1439	A	C	—	D	—	配慮	維持	環境調和				
40-6	橋港海岸（椿地地区）	国土(港湾)	阿南市	1230	A	C	—	C	II	配慮	維持	環境調和				
40-7	橋港海岸（高島地区）	国土(港湾)	阿南市	414	A	C	—	D	—	配慮	維持	環境調和				
40-8	橋港海岸（香地区）	国土(港湾)	阿南市	820	A	C	—	D	—	配慮	維持	環境調和				
40-9	橋港海岸（楠ヶ浦地区）	国土(港湾)	阿南市	—	B	B	—	D	—	配慮	維持	環境調和				
41-1	後戸漁港海岸（浜田地区）	農水(水産)	阿南市	520	A	C	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮			
41-2	後戸漁港海岸（出見地区）	農水(水産)	阿南市	380	A	C	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮			

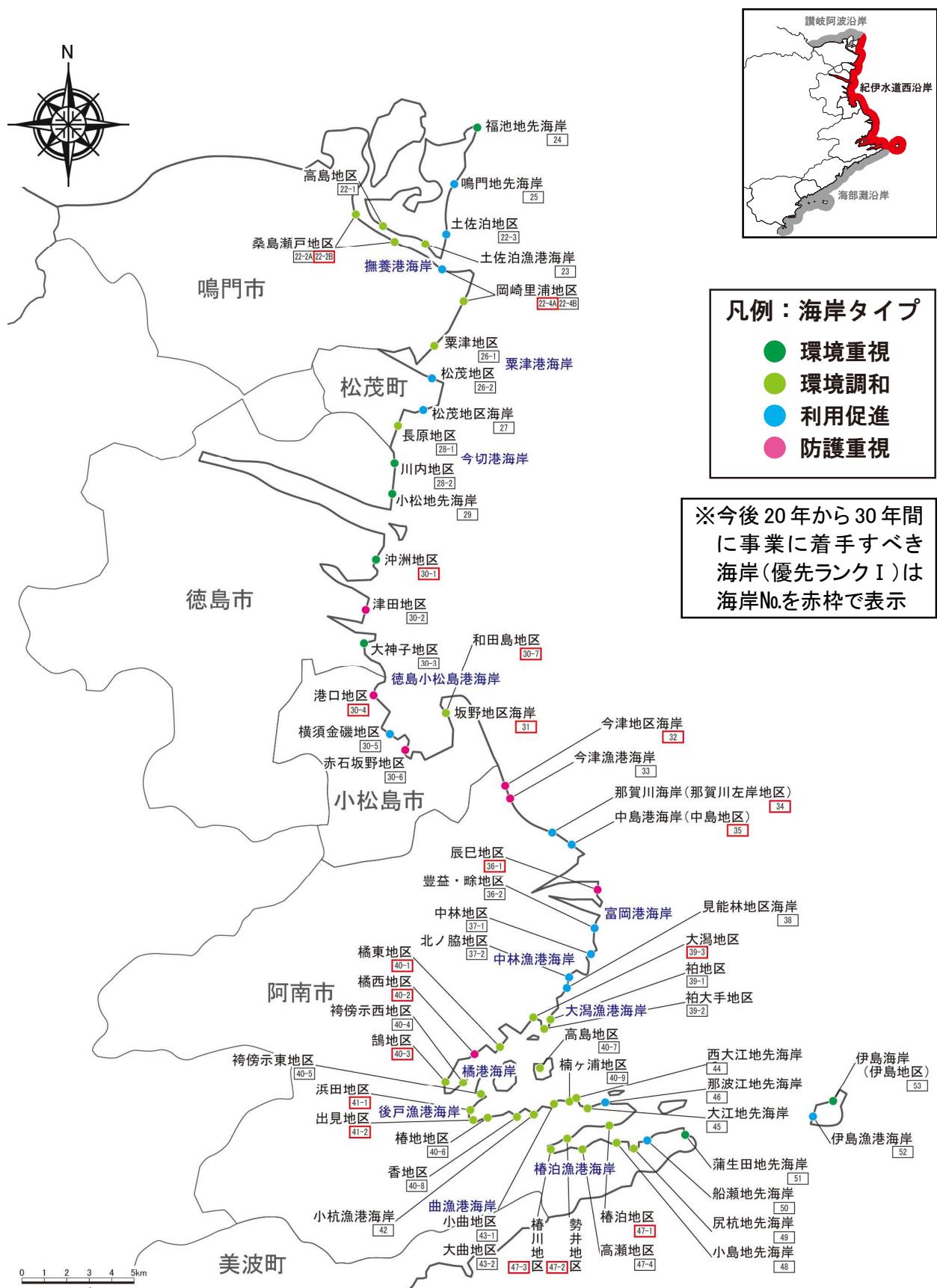
整備対象海岸とした根拠となる評価項目を
で示す。

* 設計津波（L 1津波）に対し、直轄事業と一体的に効果を発揮させるために事業着手するべき海岸。

N.O.	海岸名	所管	関係市町	保全延長 (m)	整備優先項目				優先度ランク	整備配慮項目		整備の方向性 (海岸タイプ)	対象事業名 (略称)			
					防護面					環境面	利用面					
					津波	高潮	侵食	背後地								
42	小杭漁港海岸	農水(水産)	阿南市	750	A	C	—	D	—	配慮	配慮	環境調和				
43-1	曲漁港海岸（小曲地区）	農水(水産)	阿南市	99	B	C	—	D	—	配慮	維持	環境調和				
43-2	曲漁港海岸（大曲地区）	農水(水産)	阿南市	0	A	C	—	D	—	配慮	配慮	環境調和				
44	西大江地先海岸	国土(水管理)	阿南市	160	A	C	—	D	—	配慮	維持	環境調和				
45	大江地先海岸	国土(水管理)	阿南市	376	B	C	—	D	—	配慮	維持	環境調和				
46	那波江地先海岸	国土(水管理)	阿南市	426	A	C	—	D	—	配慮	促進	利用促進				
47-1	椿泊漁港海岸（椿泊地区）	農水(水産)	阿南市	2944	A	A	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮			
47-2	椿泊漁港海岸（勢井地区）	農水(水産)	阿南市	823	A	C	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮			
47-3	椿泊漁港海岸（椿川地区）	農水(水産)	阿南市	1830	A	A	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮			
47-4	椿泊漁港海岸（高瀬地区）	農水(水産)	阿南市	781	A	C	—	D	—	配慮	配慮	環境調和				
48	小島地先海岸	国土(水管理) 農水(農村)	阿南市	390	B	A	—	D	—	配慮	維持	環境調和				
49	尻杭地先海岸	国土(水管理) 農水(農村)	阿南市	410	A	B	B	D	—	配慮	維持	環境調和				
50	船瀬地先海岸	国土(水管理) 農水(農村)	阿南市	310	B	C	C	D	—	配慮	促進	利用促進				
51	蒲生田地先海岸	国土(水管理) 農水(農村)	阿南市	810	B	A	B	C	II	保全	配慮	環境重視				
52	伊島漁港海岸	農水(水産)	阿南市	300	C	B	—	D	—	配慮	促進	利用促進				
53	伊島海岸（伊島地区）	農水(農村)	阿南市	497	C	A	—	C	II	保全	維持	環境重視				

整備対象海岸とした根拠となる評価項目を で示す。

■海岸位置図



2. 海岸保全施設の整備の方向性と計画概要

各海岸における整備の方向性と計画の概要を次頁以降に示す。

具体的な施設の規模・構造・工法や環境・利用面の配慮事項等については、次の事項に留意し、詳細な検討を行い、地元市町や関係機関等との協議・調整を経て決定する。

【留意事項】

- 海岸タイプが「環境重視」の海岸や貴重な動植物が存在する可能性のある海岸については、環境アドバイザー制度などを活用するとともに、関係機関・団体等と連携を図り、今後の環境調査の進展に伴う最新の情報に基づき、生態系の保全・回復のための検討を行う。
- 松林や砂浜などの地域を代表する景勝地においては、地元市町や関係部局と連携し、自然景観の保全・回復、眺望の確保等に努める。
- 海岸保全施設の設計に際しては、「河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き」（平成23年11月）を参考とするとともに、新たな知見に基づく工法の検討に加え、生態系の保全や水産資源の育成などの視点を考慮する。

今後、自然的・社会的状況の変化などにより、必要に応じて計画の見直しを行う。

また、高潮、波浪、地震、津波等の災害により、海岸保全施設の被災や著しい海岸侵食等が発生した場合には、速やかに海岸保全機能の回復を図ることとする。

さらに施設の原形復旧だけでは再度災害が発生することが予測される場合には、整備対象海岸や優先度に関わらず必要な施設整備を緊急に実施する。

3. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

海岸保全施設の機能を維持するため、定期的な巡視または点検を行い、施設の損傷・劣化その他の変状の把握に努め、変状が認められたときには、適切な維持・修繕等の措置を講じる。

また、今後、急速に老朽化施設の増加が見込まれていることから、長寿命化計画に基づいた維持又は修繕を計画的に実施し、施設を良好な状態に保つ。

（1）海岸保全施設の存する区域

施設の機能を維持又は修繕しようとする海岸保全施設の存する区域を、巻末に海岸保全施設整理表及び海岸保全施設配置図として示す。

（2）海岸保全施設の種類、規模及び配置

施設の機能を維持又は修繕しようとする海岸保全施設の種類、規模及び配置を、巻末に海岸保全施設整理表及び海岸保全施設配置図として示す。

（3）海岸保全施設の維持又は修繕の方法

各海岸の地域特性や海岸保全施設の種類、構造等を勘案した維持又は修繕の考え方を、巻末の海岸保全施設整理表の維持又は修繕の方法の欄に示す。